

〔事案 30-298〕 新契約無効請求

・令和元年 8 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約した商品が生命保険であると認識していなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 30 年 11 月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 契約した商品が生命保険であるとは知らなかった。
- (2) 10 年間経過する前に途中解約した場合には、解約控除がかかること等のリスクの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集に使用した資料のいたるところに生命保険の記載がある。また、募集人は、生命保険の提案をすることを申立人に書面により了承いただいたうえで、説明している。
- (2) 募集人はパンフレット等を用いて途中解約した場合には解約控除がかかること等のリスクについて説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が本契約を生命保険ではないと誤解していたとは認められず、また、募集人の説明不十分も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。